

## ◎減免制度

身体や精神等に障害がある方が所有する軽自動車で、一定の要件を満たしている場合は、申請により軽自動車税（種別割）を減免することができます。

ただし、減免は、対象者一人につき普通自動車・軽自動車合わせて1台分のみです。また、軽自動車税（種別割）の減免は、申請年度分のみが対象となります（次年度への自動継続はされません。）申請は、毎年4月1日から納期限までに税務課市民税係または庄川支所市民福祉課へお越しく下さい（平日のみ受付）。

### ●減免の種類

- 1 障害者等減免
- 2 公益法人減免…公益専用と認める軽自動車を使用するもの
- 3 構造減免…身体等に障害のある方が利用するための構造となっているもの

### ●該当基準及び申請時の添付書類

#### 1 障害者等減免

##### (1) 該当基準

##### ①【障害の内容及び等級数】

区分	障害の内容		等級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視覚障害		○	○	○	○	○	
	聴覚障害			○	○			
	平衡機能障害				○		○	
	肢	上肢	○	○				
		下肢	○	○	○	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象	本人運転のみ対象
	体	体幹		○	○	○		本人運転のみ対象
		自由	乳幼児期以前の非進行性脳	上肢機能	○	○		
	病変による運動機能障害		移動機能		○	○	○	本人運転のみ対象
	心臓機能障害		○		○			
	じん臓機能障害		○		○			
	呼吸器機能障害		○		○			
	ぼうこう又は直腸機能障害		○		○			
	小腸機能障害		○		○			
	音声言語機能障害				○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○				
肝臓機能障害		○	○	○				
療育手帳		A	○					
		B	○（小学校就学の始期に達するまでの児童に限る）					
精神障害者保健福祉手帳 ※自立支援医療受給者証も確認		1級	○					

※ 戦傷病者手帳をお持ちの方で、身体障害者手帳と同程度の障害がある場合、減免の対象となります。

## ②【所有者（納税義務者）】

障害者本人

※ 身体障害者のうち18歳未満の者(4月1日現在)、知的障害者、精神障害者は生計同一家族の所有の場合も認められます。

## ③【使用者（運転者）】

前ページ表において、

「○」：障害者本人、または生計同一家族であり専ら障害者の方のために運転される方

「本人運転のみ対象」：障害者本人のみ

※ 障害者のみで構成する世帯に限り、その障害者が所有する軽自動車等を常時介護する者が運転する場合も認められます。

## (2) 申請に必要な書類等

- ・ 減免申請書
- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード  
（減免申請書に個人番号の記入が必要となります。）
- ・ 自動車検査証
- ・ 身体障害者等手帳  
（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
- ・ 運転者の運転免許証  
（①障害者等 または ②障害者等の生計同一者もしくは障害者等を常時介護する者）

## 2 公益法人減免

### (1) 該当基準

- ・ 公的医療機関が所有する軽自動車で、救急用及び地域巡回診療用として使用するもの
- ・ 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業もしくは第二種社会福祉事業を行う社会福祉法人が所有し、専ら身体障害者、精神障害者、介護老人等の輸送のために使用するもの

### (2) 申請に必要な書類

- ・ 減免申請書
- ・ 法人番号通知書  
（減免申請書に法人番号の記入が必要となります。）
- ・ 自動車検査証
- ・ 申請者である団体の定款または規約、事業計画書等

### 3 構造減免

#### (1) 該当基準

身体等に障害のある方が利用するための構造となっているもの

#### (2) 申請に必要な書類等

- ・ 減免申請書
- ・ 自動車検査証
- ・ 該当軽自動車の写真（自動車検査証等に構造変更に関する記載がない場合に限る。）

#### ★個人が申請する場合

- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード  
（減免申請書に個人番号の記入が必要となります。）
- ・ 身体障害者等手帳  
（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
- ・ 運転者の運転免許証

#### ★法人が申請する場合

- ・ 法人番号通知書  
（減免申請書に法人番号の記入が必要となります。）
- ・ 定款または規約
- ・ 運転計画書

お問合せは  
砺波市役所 税務課 市民税係  
(TEL0763-33-1346) まで

